新潟県条例第１号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後

別表（第３条関係）

(1)～(3)　（略）

(4) 産業労働部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
2	電気工事士法（昭和35年法律第139号）第４条第２項の規定に基づく電気工事士免状の交付	電気工事士免状交付手数料	(1) 第１種電気工事士免状	１件につき<u>6,000円</u>
			(2) 第２種電気工事士免状	１件につき<u>5,300円</u>
3	電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第４条第１項の規定に基づく電気工事士免状の再交付	電気工事士免状再交付手数料		１件につき<u>2,700円</u>
4	電気工事士法施行令第５条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	電気工事士免状書換え手数料		１件につき<u>2,100円</u>
（略）				

(4)の２・(5)　（略）

(6) 土木部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
15	採石法第32条の13第１項の規定に	採石業務管理		１件につき<u>8,100円</u>

改　　正　　前

別表（第３条関係）

(1)～(3)　（略）

(4) 産業労働部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
2	電気工事士法（昭和35年法律第139号）第４条第２項の規定に基づく電気工事士免状の交付	電気工事士免状交付手数料	(1) 第１種電気工事士免状	１件につき<u>5,900円</u>
			(2) 第２種電気工事士免状	１件につき<u>5,200円</u>
3	電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第４条第１項の規定に基づく電気工事士免状の再交付	電気工事士免状再交付手数料		１件につき<u>2,600円</u>
4	電気工事士法施行令第５条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	電気工事士免状書換え手数料		１件につき<u>2,000円</u>
（略）				

(4)の２・(5)　（略）

(6) 土木部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
15	採石法第32条の13第１項の規定に	採石業務管理		１件につき<u>8,000円</u>

	基づく業務管理者試験の実施	者試験手数料				基づく業務管理者試験の実施	者試験手数料		
（略）					（略）				
(6)の２～(9)　（略）					(6)の２～(9)　（略）				

附　則

この条例は、令和元年10月１日から施行する。